

第4号議案 令和5年度事業計画案審議に関する件

愛知県社会保険労務士会（以下「本会」という。）の会務の執行にあたり、2,800人を超える本会会員には透明性のある会務運営と財務運営を旨とし、本会及び社会保険労務士制度の発展のために、継続性と一貫性を保持しつつ、会員目線の会務を進めることを基本方針としてきたところであり、令和5年度もこの基本方針を踏まえた事業計画を立案、執行してゆく。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染者数の増減の波が幾度も繰り返えされたが、ワクチン接種や感染症対策の徹底等により徐々に行動規制等の緩和が図られ、社会全体がコロナ後を見据えた年となった。本会会務においても若干の制約はあったものの、ほぼコロナ前の事業執行に戻せた年度となった。しかし、今後も完全な終息までは幾度と感染者の増減を繰り返すであろうことと、コロナの他にも南海トラフ地震等、何らかの事由で会務の執行が停滞することも想定し、本会としては令和5年度も前述の基本方針を踏まえつつ、不測の事態への対応も視野に入れた事業執行を進める。そのためには、前年度と同様に平常時を想定した事業計画を立案、執行するものの、引き続き、今後のコロナ感染症の動向や不測の事態次第では、総合的な見地から都度、本事業計画を基本としつつ変更、修正等臨機応変な判断、対応をすることを常に視野に入れて会務を運営する。

以上の方針を前提とし、令和5年度の本会会務に取り組むものとする。

ところで、私たちをとりまく状況では、国際情勢の緊迫化や国内外の経済政策による影響を受け、原材料費の高騰等による物価高により国民生活、とりわけ家計支出は大きく動揺している。その核となる経済の循環においても、事業所単位では原材料費の高騰等による仕入コストの上昇、人件費や水道光熱費等固定費の問題、そして諸処の要因による売上高の変動等により財務収支が大きく左右しており、今後これらが悪循環となり国民生活への更なる悪影響を及ぼすことも懸念される。コロナ禍から続く諸々の経済的な影響により、企業努力では追いつかない程、目前の問題に日々困窮し疲弊している事業者も少なくない。

一方では、近年の働き方改革や育児・介護休業法の改正、社会保険の適用範囲の拡大やマイナ保険証等の社会保障制度の改正、また、高齢化が進むなかで公的年金の受給に関する手続きや相談等、今後益々多岐にわたり複雑化する社会保障制度や年金制度では、唯一の国家資格者である社会保険労務士のニーズは以前にも増して高まっている。そのためにも、常に新たな情報を吸収し的確な助言、指導ができるよう、会員は常に知識の涵養、資質の向上の努力を欠かすことができない。

本会としては、コロナ禍で社会全体がデジタル化、オンデマンド化やリモートワークが進んだことを受け、会員社会保険労務士が事業者や国民から求められる依頼事項に的確に対応できるよう、研修の充実を主眼に置き、質と内容の充実、そして配信方法や受講方法の多極化にも努めてゆく。また、電子申請の普及と政府が進めるデジタル・ガバメントへの対応等、厚生労働行政の大きな枠組みでの対応では全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携しながら対処してゆく。

本会事業では、連合会を通じて前年度から受託している企業主導型保育施設の労務監査を令和5年度も引き続き誠実にかつ着実に進める。

部、委員会事業では、前年度設置した年金事業部会により、日本年金機構の委託を受けて実施している年金相談事業における相談員の育成、研鑽に力を入れてゆく。

そして、コロナ禍を契機にWEBを利用したリモートによる研修や会議が常態化したことで、今後もWEBを利用した会議や催事が手軽にできるよう、部会委員会や支部からの意見や要望に基づき関連する機器やシステム等ソフト面での整備を進めていく。しかし、一方では従来型のリアル研修やリアル会議もその長所を生かし、WEB化を画一的に推し進めるものではなく、選択肢を増やし、時と場面に応じた運営方法で実施していくこととし、これに関係する電子化推進委員会や研修

部、広報部とも連携して利便性向上の検討も進める。この検討は、本会会務のみならず支部の事業活動も含めて引続き整備を図り、柔軟な運営態勢を目指すものとする。

また、他の部、委員会では、従来から所掌する事業を推し進めるが、特に研修部では会員のニーズや要望をとり入れ、社会保険労務士の資質向上のための幅広いテーマで研修を進める。同時に受講スタイルもリアル研修を残しつつ、WEBを利用したオンデマンド配信等による研修に比重を置き、更には中部地域連絡協議会や支部の研修の共有化等、質の高い、かつ内容の充実した、誰もが受講し易い環境での研修システムの構築に引き続き努める。

出前授業、がん患者就労支援相談事業、寄付講座（産官民提携講座）も少しずつ従前の状態に戻りつつあり、令和5年度も依頼先の事情やコロナ禍による一定の制約もあるだろうが、可能な限り当事業を進めて行く。

社会貢献事業部の労働条件審査、地方自治体との災害協力協定等の社会貢献となる事業も引続き推し進めるが、業務部において従来から行われている専門業務登録員制度や総合労務相談室、社労士の日無料相談会の開催、また、社労士会労働紛争解決センター愛知の業務や労働トラブル相談室の運営も、本会の社会貢献事業の一翼を担っており、国民一人ひとりの依頼に応じてゆくものである。これら事業は地道ではあるがひとつひとつの積み重ねが社会保険労務士会への信頼となり、社会保険労務士の価値観の強化と社会的な地位の向上にもつながるものとして、これら事業の継承も重要である。

一方では、社会保険労務士は労務実務の専門家としての職業倫理の徹底が必要であり、入会オリエンテーションをはじめ、その他の場面でも、機会あるごとに会員への職業倫理の徹底を図ってゆく。

他方、本会組織は主に会員が部員委員や役員に就任し構成されるが、会員がこれら職務に専念し易くなるよう環境を着実に整備することが必要であり、部会、委員会の再編も視野に入れながら、検討を進めたい。

そして、本会関係団体である愛知県社会保険労務士政治連盟（以下「愛政連」という。）、愛知中央SR経営労務センター（以下「中央SR」という。）、愛知三河SR経営労務センター（以下「三河SR」という。）、一般社団法人社労士成年後見センター愛知（以下「成年後見センター愛知」という。）、株式会社あいち社労保険センター（以下「㈱あいち社労保険センター」という。）とは、緊密に連携をとり相互に発展するよう努めてゆく。そのなかでも、社会保険労務士の成年後見人としての登用は、社会保険労務士の業務拡大と社会貢献としての意義があり、成年後見センター愛知の事業を通じ、本会として、より現実に即した具体的な支援を行ってゆく。

一方、本会が所有する社会保険労務士会館（以下「会館」という。）の運営では会館存続の方針を維持しつつも、会館運営特別委員会を通じて会員の意見等を聴取し、今後の会館運営の方向性を探ってゆく。

これら本会事業を展開していくなかで、広く一般国民にも本会活動が周知されるよう執行部、本会と支部とが一体となり、関係機関等とも連携し、社会保険労務士の社会的使命を果たしつつ社会的地位の更なる向上を図る。

社会保険労務士は国民にとり有益な存在であることをPRし、広く社会保険労務士会の発展につながるよう、様々な広報媒体や方法、手段を駆使し積極的な広報活動を展開する。

1. 加速するデジタル化の推進

社会保険労務士業務における電子申請での業務改善となる事業を推進するとともに、今や常態化したWEBを利用した役員会議や部会・委員会、更には支部事業も含めて機器やシステム導入の検討を進め、利用する上での更なる便宜を図る。

また、会員ホームページを整備し、会員への本会情報の情報提供や本会への諸手続事務の簡便

化を図り、会員にとって更に使い易いものとするよう努める。

同時に本会事務局における事務作業のデジタル化も進め、事務局職員の業務の見直しも図る。

2. 研修の充実

会員のニーズに応じた質と内容を充実した研修を目指し、会員社会保険労務士の資質の向上となる各種研修を行なう。

令和4年度に導入した支部オンライン研修支援金制度と認定スタディグループ支援制度を更に充実したものとなるよう今後一層の推進を図る。

また、必要に応じ、正副会長会所掌による研修（全体研修）を行うとともに、中部地域協議会7県の研修共有化事業も含め、研修項目の多様化につなげたい。

研修の開催方法では、コロナ禍によりWEBを利用した動画でのライブ配信やオンデマンド配信の方法等、従来の集合研修のみの開催形式から抜本的な改善を図った。今後も、リアル会場も含めた研修スタイルの多極化と受講者のパソコン等による受講方法の選択が両立できるよう研修環境の改善を模索し、研修内容の質の向上と併せて配信方法、そして受講方法が三位一体となりうまくマッチングし、バランスのとれた運用ができるよう更なる充実を図る。

研修の内容では、社会保険労務士は労働社会保険諸法令における実務専門家として、それを担保する能力の習得のため、法的対抗能力を養成する研修等、専門性を高める研修も検討し、会員にとって有益な研修の実施に努める。

3. 委託事業を通じての行政等への協力

年金事務所等の年金相談業務においては、その課題や問題点を精査し、この克服を検討する。このため、令和4年度に設置した年金事業部を最大限に活用し、支部と連携して相談業務要員の育成、研修等を検討し運営してゆく。

また、働き方改革関連法の施行により愛知労働局との連携を図り、働き方改革の推進を通じて社会保険労務士業務の推進に努め、関係行政機関等との相互信頼関係の維持推進を図る。

4. 社会貢献につながる業務の拡大

出前授業、がん就労支援事業、寄付講座、労働条件審査、災害時における労働・社会保険等の相談業務に関する協定、また会館を拠点とした総合労務相談室やセンター愛知労働トラブル相談室等の常設の無料相談室の運営や支部で行う社労士の日無料相談会等、引き続き社会貢献となる事業の積極的な推進を図る。

5. 職業倫理の研鑽

会員への職業倫理の徹底と社会保険労務士の信用・信頼の維持、向上のため、連合会が行う倫理研修を補完し運営に協力する。

入会オリエンテーションやその他説明の機会を通じ、職業倫理の徹底を図る。

6. 勤務・その他会員と開業（社員）会員との連携の強化

勤務等部会の活動を充実し、勤務等会員の事業参加と開業会員との交流を深め、勤務等会員と開業（社員）会員とが連携を強化し、かつ、勤務等会員の地位向上を進める。

7. 本会事業協力者への環境整備

役員会議や部会・委員会、支部事業も含め、WEBを活用した会議や催事が容易に運営できるよう引続き関連する整備を行う。

また、会務に貢献する会員への環境整備として、会員が会議構成員として当該会議に出席した際に支払う金銭的な支援の検討を進めてきたが、まずは支払い根拠を明確にした後、関係規程を整備する。なお、支部幹事会等支部の会議での同支援については、各支部からの意見、要望もあり今後更なる調整を必要とすることから、引き続き検討を継続し早期の実施に努める。

8. 大規模災害に対する災害対応基金の創設

昨今、日本各地において地震や風水害等による災害が頻発し、毎年各地で被災したとの報道を見聞きする。このようななか、特に激甚災害等大規模災害時において甚大な被害を受けた個人会員への見舞金、被災した都道府県会への見舞金、本会機能の最低限の維持継続のための補充資金、その他、大規模災害時に本会として必要となる資金の積み立てを目的とした災害対応基金の創設を目指すとともに、慶弔見舞金規程も必要に応じた見直しを行う。

また、個人会員が大規模災害に被災した場合に、その程度に応じては自身の社会保険労務士業務の継続が困難となる場合もあることから、企画部において個人会員が被災した場合の社会保険労務士事務所の経営における事業継続計画（BCP）の策定を目指す。

9. 関係団体との連携の強化

愛政連、中央SR、三河SR、(株)あいち社労保険センター、成年後見センター愛知とは、本会の関係団体として相互に連携、結束し、互いにより良い方向に向かえるよう舵取り役としての活動を充実する。

更には、愛知県弁護士会、行政書士会等の隣接士業や関連他団体との定例的な協議会を通じて関係の維持強化と社会保険労務士制度をPRしてゆく。

10. 成年後見センター愛知の事業の充実と支援

成年後見センター愛知を設立した目的（高齢者、障害者等が自らの意思に基づき安心して日常生活を送ることができるように支援し、もって高齢者、障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする。）に鑑み、この達成のため本会として成年後見センター愛知の活動を支援する。

11. 会館の維持管理

本会は社会保険労務士会館の所有者として、引き続き会館の維持管理に努める。会館が建設されてから一定年数を経過しており、今後の会館の手入れ、修繕に備え、計画的に積立金を積み、必要となる資金を十分に確保してゆく。

12. 会館の健全な運営

当面は会館存続の方針を継続し、本会の資産・財産として会館の健全な運営を目指す。そのためには、会館運営特別委員会を通じて会員の意見要望等を聴取しその反映に努めるとともに、将来の会館の在り方、方向性についても会務運営のなかで会員にとりより良い選択となるよう検討する。

13. 広報活動の更なる充実と事業展開

広報部が展開する広報活動を継続する。広報活動費を最大限に活かして広報活動の充実を図る。広報の手段や方法の審議に加えて効率性や合理性を重視した検討も行い、地に足の着いた地道な手段も使い、広い層への的確な浸透を図ってゆく。更には中部地域協議会とも連携し、中部地域における広報活動を展開する。

14. 連合会事業への協力

連合会が実施する各種事業の運営には引き続き協力してゆく。

15. その他の事業

その他、個別の事業を行う。

- (1) 社会保険労務士法制定55周年記念事業
- (2) 新入会員を対象とした入会オリエンテーション
- (3) 大学院への社会保険労務士受け入れ体制の充実
- (4) その他必要に応じた事業

具体的には、各部・各委員会で企画した以下の事業に基づき会務を推進する。

I 会 議

1 通常総会

令和5年5月30日(火) 午後0時から名古屋観光ホテルにおいて開催する。

2 理事会

会務に関する諸事項を審議決定するため、定例6回程度開催する。

3 常任理事会

会務執行に関する諸事項を審議決定するため、定例6回程度開催する。

4 正副会長会

役員会議の開催及び付議議案に関する事、並びに役員会議で委任された事項等その他の会務に係る事項について審議するため、定例12回程度開催する。

5 支部長会

本会と支部との業務連絡、各支部間の調整並びに運営などについて審議するため、定例5回程度開催する。

6 その他

(1) 行政機関等との連絡協議会

関係行政機関との連携を密にするため、東海北陸厚生局、愛知労働局、日本年金機構及び全国健康保険協会愛知支部等との連絡会議を必要に応じて開催する。

(2) 関係団体連絡協議会

愛政連及び成年後見センター愛知、並びに中央SR、三河SRとの業務提携や情報交換、また(株)あいち社労保険センターとは個別の協議会を必要に応じて開催し、会館運営における諸事項を協議する。

(3) 労使団体等との交流

社会保険労務士の業務改善や本会事業において、労使団体等関係各方面の団体(日本労働組合総連合会愛知県連合会(連合愛知)等)との連携の可能性を模索するため、都度、労使団体等との交流を図ってゆく。

(4) 中部地域協議会

中部地域(愛知・静岡・三重・岐阜・福井・石川・富山)7県会の定例会(主に2回)に参加し、広域的な業務連絡・情報交換等を行うとともに、研修等主催事業への参加に協力する。

(5) 自由業団体との交流

士業10団体で構成する名古屋自由業団体の定例会(概ね4回)に参加し、多面的な業務連絡・情報交換等を行い、その事業に参画する。

また、愛知県弁護士会他士業団体とは必要に応じて開催する意見交換会を通じ、相互に意

見を交わして相互理解と友好関係を深める。

(6) 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会

個別労働紛争解決制度を運用している機関・団体(構成団体は愛知労働局、愛知県産業労働部、愛知県労働委員会、名古屋地方裁判所、愛知県弁護士会、日本司法支援センター愛知地方事務局(法テラス愛知)、愛知県司法書士会、日本産業カウンセラー協会中部支部)の構成員として連絡協議会に参加し、情報収集と意見等を交換する。

(7) その他の関係機関等

- i) 愛知県及び関係機関等が開催する会議等(愛知県就労支援連絡会議、愛知県再犯防止連絡協議会、寄り添い弁護士制度による社会復帰支援事業検討委員会、愛知県医療勤務環境改善支援センター等)からの招集に基づき関係役員が出席し情報収集と意見等を交換する。
 - ii) 名城大学大学院経営学修士課程への会員の受入れについて、継続した運用を図る。
- Ⅲ) その他、本会の関係する機関等からの依頼や会合には必要に応じ協力し、相互確認や協力、連携等を図ってゆく。

Ⅱ 事業

1 本会の事業

(1) 全体研修

会員の業務に関係する重要事項や関心度が高いテーマを正副会長会が所掌して全体研修として開催する。

(2) 官署(所)等の協力事業

愛知労働局、愛知県及び日本年金機構並びに全国健康保険協会愛知支部等から業務を受託した場合には、前年度に引続き協力事業として行う。

(3) 全国社会保険労務士会連合会関係

- ア. 令和5年6月30日(金)パレスホテル東京(東京都)において開催される通常総会に連合会役員並びに連合会総会代議員が出席する。
- イ. 紛争解決手続代理業務試験及びそれに伴う特別研修の事務受託に協力する。
- ウ. 社会保険労務士国家試験の事務に協力する。
- エ. 連合会の研修課程による倫理研修を支援する。
- オ. 連合会が厚生労働省等から受託する各種委託事業の受託に協力する。
- カ. 労働社会保険諸法令関係事務指定講習の実施に協力する。
- キ. 社会保険労務士賠償責任保険制度の周知及び加入勧奨に協力する。
- ク. 電子申請に係る社会保険労務士電子証明書の取得促進に協力する。
- ケ. その他、連合会が行う諸事業に支援、又は協力する。

2 各部・委員会の事業

(1) 総務部

部会を7回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 令和5年度新規入会会員を対象に歓迎式及び懇親会を開催する。
- イ. 会則・諸規程の見直しを行う。
- ウ. 会員名簿(ホームページ版)を更新する。
- エ. 会長褒章の審査を行い、褒章対象者に褒章を行う。
- オ. 各種会議の開催等会務の運営が円滑に進行するように支援を行う。
- カ. 他の部会・委員会に属さない事項を担当する。

キ. その他、総務部として必要に応じた事業を実施する。

(2) 財務部

部会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 日々の入出金を経理し、財務状況を管理する。

イ. 決算報告書及び新年度予算案を作成する。

ウ. 会費未納者の取扱い等を管理し、未収会費の減額に努力する。

エ. 会費納入における口座引落しの方法への移行を勧奨する。

オ. 会務運営に貢献する会員に対する謝金制度について検討する。

カ. 大規模災害に対する災害対応基金等を積み立てる。

キ. 支部会計幹事連絡会議、支部監事連絡会議を開催する。

ク. その他、財務部として必要に応じた事業を実施する。

(3) 研修部

部会を6回程度開催する。そして、主として次に事業を実施する。

ア. 会員の資質向上を図るため、次の研修等を行なう。

① 本会研修 労働社会保険諸法令の改正など社労士としての基礎となる専門知識等の修養に繋がる研修を年2回実施する。

② 専門コース研修

i) 業務基礎

・ 新人や若手会員のための社労士スタートダッシュ講座を入会3年未満は無料として全6回程度の研修を行う。

・ 手続き、給与計算等業務系基礎講座を全6回程度の研修を行う。

ii) 実務研修

・ 社労士の実務に関する研修を全5回の研修を行う。

・ 中堅会員の事務所経営支援を中心とするステップアップ講座を全5回の研修を行う。

③ 随時研修・・・その他タイムリーなテーマでの研修を従来年2回実施する。

イ. 中部地域協議会が行う次の研修に参加協力する。

i) 労務管理研修（令和5年8月頃予定）

ii) 東海4県特別研修（東海4県（愛知・岐阜・三重・静岡県会）共催で令和6年2月頃予定）

iii) 中地協他県会との研修の共有

中地協他県会とオンライン研修を共有し、他県会の主要な研修を受講できるようにする。

ウ. 支部オンライン研修支援金制度

オンライン化した支部研修を各支部年間3本を上限に支援金の対象とし、全会員がオンデマンドで受講できるようにする。

エ. 認定スタディグループ支援制度

会員によるスタディグループの設立を後押しし、会員相互の学びにより専門性の高い社労士等を間接的に育成すると共に、その研究成果を愛知会全体で共有することで、会員のレベルアップを促進する。

オ. その他、研修部として必要に応じた事業を実施する。

(4) 広報部

部会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 会報を5回（4月、6月、8月、10月、翌年1月）定期的に発行し、会員に対して情報

の周知を図る。

- イ. 新聞及びラジオやSNS等のメディアを利用した社会保険労務士制度のPRを行う。
- ウ. 社会保険労務士会事業及び社会保険労務士制度のPRのため、備品やチラシ・ノベルティ・動画等を作成する。
- エ. デジタルサイネージを利用した社会保険労務士制度のPRを行う。
- オ. 行政、他士業団体等の各種団体との提携を通じ、社会保険労務士制度のPRを行う。
- カ. 各種新広告媒体の調査研究を行う。
- キ. 愛知・岐阜・三重3県合同で広報活動を行う。
- ク. その他、広報部として必要に応じた事業を実施する。

(5) 企画部

- 部会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 会員のニーズを調査検討するために事業説明会を実施する。
 - イ. 社会保険労務士の事業継続に資する事項を実施する。
 - ウ. 会長からの諮問事項を調査検討し、提言する。
 - エ. 社会保険労務士の地位向上、知名度向上につながる事業について調査検討し、提言する。
 - オ. その他、企画部として必要に応じた事業を実施する。

(6) 業務部

- 部会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 専門業務登録員を登録し、登録員名簿を作成し管理する。
 - イ. 公的機関等外部からの講師派遣の依頼に基づき、専門業務登録員を派遣し、市場対応に努める。
 - ウ. 総合労務相談室を開設する。
 - エ. 社会保険労務士の日にちなみ制度PRのために各支部で開催する無料相談会への経費支弁及びPR品等配布物を支援する。また、開催後に検討を加え、より発展するよう指導する。
 - オ. 業務部に係る委託契約による講師派遣や、外部市場への講師派遣依頼へ積極的に対応する。
 - カ. その他、業務部として必要に応じた事業を実施する。

(7) 勤務等部

- 部会を5回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 講演会（懇談会&フォーラム等を含む）の運営を行う。なお、講演会は勤務会員だけでなく全会員を対象とする。
 - イ. 勤務等新入会員の啓発（新入会員オリエンテーション及び歓迎会等への参加）を行う。
 - ウ. 勤務等部及び愛知県社会保険労務士会の発展に寄与する連合会、他都道府県会、官公庁行事への参加と交流を図る。
 - エ. 優良事業所見学（工場見学）を実施し、秀でた企業経営・労務管理をしている企業・団体を直接見聞することで、勤務等会員の「知の見える化」を促し、ひいては会員同士の交流を図る。
 - オ. その他、勤務等部として必要に応じた事業を実施する。

(8) 社会貢献事業部

- 部会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。
- ア. 社会貢献事業の内容や質を更に高め、充実させる。
 - イ. 労働条件審査事業について

- (ア) 自治体に対する導入促進を強化し、また民間組織への活用を含め、働きかけを行う。
- (イ) 労働条件審査の導入にあたり、必要な調査、検討を行う。公契約条例制定自治体の増加に伴い、これを踏まえた導入を模索する。

ウ. 学校教育事業について

- (ア) 出前授業（ワークルール教育）として、就労前の学生生徒に対し、労働・社会保険を中心とした授業を展開する。
- (イ) 未実施校への働きかけ等、新規開拓の調査及び検討を行う。
- (ウ) 社労士に向けた「出前授業事業講師意見交換会」を開催する。
- (エ) 高等教育機関における先端・展開教育として、大学において寄付講座を実施する。

エ. 社会的包括支援事業について

- (ア) 病院内における「がん患者の就労支援」を実施する。
- (イ) 社労士、病院関係者に向けた「がん患者就労支援相談研修会」を開催する。
- (ウ) 名古屋保護観察所の協力雇用事業を支援する。
- (エ) 企業及び大学に向けた「留学生就職支援」に参画し、学生及び企業向けのセミナー、個別相談等を実施する。

オ. 災害対策事業について

- (ア) 自治体との災害協力協定締結を拡大し、社会保険労務士の活動を自治体に周知する。
- (イ) 相談員を募集、登録するとともに、資質向上のための取り組みを行う。
- (ウ) 大規模災害時の協力要請があった場合は「大規模災害時支援活動実施要領」に基づいて相談員を派遣し、いち早く市民の支援を行う。

カ. その他、社会貢献事業部として必要に応じた事業を実施する。

(9) 年金事業部

部会を6回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 年金業務に関する研修を実施する。
- イ. 年金業務に係る委託契約に関して、支部と連携して支援する。
- ウ. 年金相談員希望者が相談業務に就ける体制を支援する。
- エ. 日本年金機構との連絡協議会を実施する。
- オ. その他、年金事業部として必要に応じた事業を実施する。

(10) 法務・社会保険労務士業務改革委員会

委員会を4回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 社会保険労務士法改正のための調査研究を、連合会、国会・労働行政、他士業の動きなどを逐次把握しながら進める。
- イ. 労働問題を含む諸問題全般について動向を調査・検討し、必要な能力担保措置について意見具申する。
- ウ. その他、法務・社会保険労務士業務改革委員会として必要に応じた事業を実施する。

(11) 電子化推進委員会

委員会を6回程度、必要に応じ小委員会を開催する。そして、主として次の事業を実施する。

- ア. 本会ホームページの運用、維持管理を行う。また、会員サイトをリニューアルする。
- イ. メルマガ配信を行い、登録会員数は全会員数の80%を目指す。
- ウ. 電子申請を促進するため、会員サポートを行う。
- エ. 会務ペーパーレス化のため、電子化に必要な調査、提案、試作を行う。

オ. その他、電子化推進委員会として必要に応じた事業を実施する。

(12) ADR運営委員会

委員会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. センター愛知の運営等について審議する。

イ. あっせん人候補者に対する能力担保研修を実施する。

ウ. 会員に対するセンター愛知のPR活動を実施する。

エ. センター愛知の活用を促すため、引き続きすべての手続き手数料を免除するとともに定期の無料相談を実施し、国民に対して各種のPR活動を行う。

オ. その他、ADR運営委員会として必要に応じた事業を実施する。

(13) 監察綱紀委員会

委員会を5回程度、小委員会を必要に応じ開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関し、調査及び審議し、その結果を答申する。

イ. 社会保険労務士の職業倫理に対して、倫理観の欠如があった場合に指導、助言を行う。

ウ. 社会保険労務士業務に関して、業務侵害行為があった場合、その行為の調査、侵害行為の差し止めを行う。

エ. 社会保険労務士業務に関して、一般国民から非難されるような不適切な行為を行った社会保険労務士に対して、注意・指導・処分を行う。

オ. 監察綱紀委員会で審議すべき事案と単なる苦情を明確に区分し、審議を要する事案について対処する。

カ. その他、監察綱紀委員会として必要に応じた事業を実施する。

(14) 特別委員会

次の特別委員会を開催する。また、必要に応じ設置される特別委員会を随時開催する。

①会館運営特別委員会

委員会を5回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 会館運営における諸課題について検討、調査する。

イ. その他、会館運営特別委員会として必要に応じた事業を実施する。

②事業開発運営特別委員会

委員会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 受託した委託事業を運営する。

イ. 委託事業に付随した事業を運営、執行する。

ウ. 委託事業の情報収集、調査を行う。

エ. その他、事業開発運営特別委員会として必要に応じた事業を実施する。

③法制定55周年記念事業特別委員会

委員会を6回程度開催する。そして、主として次の事業を実施する。

ア. 法制定55周年記念事業を実施する。

イ. 会場事前調査を行う。

ウ. その他、法制定55周年記念事業特別委員会として必要に応じて事業を実施する。

3 支部の事業

(1) 通常支部会等会議の開催

ア. 令和5年度通常支部会の開催状況は下記のとおりである。

支 部	開催日	開会時刻	開催場所
名古屋東	4月19日(水)	午後3時30分	ホテルルブラ王山
名古屋西	4月20日(木)	午後3時30分	サイプレスホテル名古屋駅前
名古屋中	4月15日(土)	午前10時30分	TKP名古屋栄カンファレンスセンター
名古屋南	4月13日(木)	午後3時45分	サイプレスガーデンホテル
名古屋北	4月15日(土)	午後3時30分	ホテルプラザ勝川
三河東	4月18日(火)	午後3時00分	ホテルアークリッシュ豊橋
三河中	4月17日(月)	午後3時30分	岡崎ニューグランドホテル
三河西	4月19日(水)	午後3時00分	グランドティアラ南名古屋
知 多	4月14日(金)	午後3時00分	半田市市民交流センター
尾 張	4月20日(木)	午後3時30分	尾張一宮駅前ビル (iビル)

イ. 支部事業の運営のため、必要に応じ幹事会等の役員会議を開催する。

(2) その他の事業

- ア. 知識の涵養を図るための研修を行う。
- イ. 官署(所)、行政機関等への協力業務を実施する。
- ウ. 懇親会、研修旅行等を行い、会員間の親睦を図る。
- エ. その他、支部事業計画に基づく事業を実施する。